

徳本貴久局長	御起立願います。礼。御着席ください。 総会の開会に先立ちまして、先の人事異動に伴い事務局職員に異動がございましたので、御報告いたします。 私は、このたび農水振興課から参りました事務局長の徳本貴久でございます。 続きまして、事務局から転出・退職・転入となりました職員を御紹介させていただきます。 まず、転出となった職員を御報告いたします。農業委員会事務局、渡部純三次長が農水振興課、鳥獣対策農地保全担当課長に、総務・農政班の片山剛主査が北条支所に、転用・調整班の簗島有紀主事が生活福祉業務第1課にそれぞれ転出いたしました。 また、局長の若江俊二が御退職されました。 次に、転入となった職員を御紹介いたします。国保・年金課から住田英俊主幹が、農業委員会事務局次長として総務・農政班に配属されました。
住田英俊主幹	住田でございます。10年ぶりに戻ってまいりました。また一つよろしく願います。
徳本貴久局長	続きまして、秘書課から大野仁美主査が転用・調整班に配属されました。
大野仁美主査	大野です。よろしくお願いします。
徳本貴久局長	次に、本日は欠席しておりますが介護保険課から渡部潤主任が総務・農政班に配属されました。 以上でございます。今後とも、よろしくお願いいたします。御報告は以上でございます。

寺井克之会長	それでは、ただ今より第 207 回総会を開催いたします。本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、道後地区の烏谷委員と正岡地区の渡部敏久委員のお二人にお願いいたします。また、地元説明のため、久谷地区の丹生谷推進委員に御出席を願っています。丹生谷推進委員、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号～第 9 号の 9 件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。 それでは、議案第 1 号～第 3 号までを議題といたします。本件について、事務局から報告をお願いします。
西山昌宏副主幹	それでは、議案第 1 号と議案第 2 号を御報告いたします。 令和 3 年 2 月 26 日～令和 3 年 3 月 25 日までに専決処理した案件は、4 条届出が 12 件、5 条届出が 26 件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第 3 号を御報告いたします。 1 番、本件は、農地法第 3 条許可により、平成 29 年 5 月 10 日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自己管理するとしております。離作補償は無いとしております。 2 番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 3 番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、転用目的で売却するとしております。離作補償を支払うとしております。 4 番、本件は、残存小作でございます。

	本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、転用目的で売却するとしております。離作補償を支払うとしております。 5番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺井克之会長	議案第1号～第3号につきまして、事務局の報告が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第4号、「農地法第3条許可取消報告」について議題とします。本件について、事務局の報告を求めます。
西山昌宏副主幹	それでは、第4号議案を御報告いたします。 1番、本件は、令和3年1月8日付けで農地法第3条許可となった、売買による所有権移転ですが、譲渡人が売買の約束を履行できないため、取消しするものです。 2番、本件は、大規模開発計画により農地を売却する代替地として平成19年12月4日付けで農地法第3条許可となった、売買による所有権移転ですが、大規模開発計画が中止となったことから、取消しするものです。 3番、本件は、令和2年12月10日付けで農地法第3条許可となった、売買による所有権移転ですが、譲渡人が売買時の約束を履行できないため、取消しするものです。 4番、本件は、令和元年9月10日付けで農地法第3条許可となった、売買による所有権移転ですが、譲受人が体調を崩し、耕作することが困難なため、取消しする

	ものです。 以上でございます。
寺井克之会長	議案第4号につきまして、事務局の報告が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号を御審議いただく前に、お願いがございます。 番号3は、小野地区の仙波委員御自身、番号10は、久枝地区の渡部委員御自身の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、御着席のままで結構ですが、退席をされたということで、議事に参与されないようお願いいたします。 それでは、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。本件について、事務局から説明をお願いします。
西山昌宏副主席	お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。 それでは、御説明いたします。 1番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、母親から申請地の贈与を受け、農業経営を継承するものがございます。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 2番、譲受人は、農地約80アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

	3 番、譲受人は、農地約 431 アールを耕作する農家でございます。 この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 4 番、5 番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、新規農業者でございます。 この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 6 番、譲受人は、農地約 75 アールを耕作する農家でございます。 この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 7 番、譲受人は、社会福祉法人でございます。 この度、障がい者福祉サービス事業の一環として耕作便利な申請地を譲り受け、事業の拡大を図るものでございます。 なお、本案件は、許可にあたり、不許可の例外規定が適用される案件ですので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 8 番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地の借り受け、農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 9 番、譲受人は、農地約 75 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 10 番、譲受人は、農地約 136 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 11 番、譲受人は、農地約 74 アールを耕作する農業者でございます。 この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 12 番、譲受人は、農地約 415 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。
--	---

	13 番、譲受人は、農地約 163 アールを耕作する農家でございます。 この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 14 番、譲受人は、農地約 212 アールを耕作する農家でございます。 この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 15 番、譲受人は、農地約 212 アールを耕作する農家でございます。 この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
寺井克之会長	議案第 5 号につきまして、事務局の説明は終わりました。それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 新規農業の案件は 3 件で、1 番、4 番、5 番、8 番ですが、4 番と 5 番は併用案件であります。 許可要件の例外規定が適用される案件は 1 件で、7 番です。 1 番は所在地が伊台・五明・堀江地区でありますので、一括して、道後地区の鳥谷委員から地元説明をお願いします。
鳥谷陽一郎委員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたように、申請人は今治市に居住し、農作業の手伝いを行っていましたが、この度、本申請地の所有権を取得し、農業経営を行いたいと申請に及んだものです。 営農に関する知識及び経験も充分あり、今後も真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	次に、4 番と 5 番は併用案件で、所在地が浮穴地区でありますので、阿部委員か

阿 部 和 孝 委 員	ら説明をお願いします。 それでは御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありました4番・5番の案件について、申請人は浮穴地区に居住し、今般、浮穴地区の農地を取得し、新規就農をお考えであります。 農業に対する意欲も充分に見受けられ、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	7番と8番は、所在地が久谷地区でありますので、7番を丹生谷推進委員から、8番を平岡委員から説明をお願いします。
丹生谷博一推進委員	それでは御説明いたします。 本件譲受人は、久谷地区の社会福祉法人であります。 今般、既存の耕作地の近くにある申請地を購入し、季節野菜の栽培を行うということです。また、本件譲受人は社会福祉法人であり、不許可の例外規定に該当することから了承いたしましたので、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	続いて、8番を平岡委員からお願いします。
平 岡 量 二 委 員	それでは御説明いたします。 本件譲受人は、今般、久谷地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。

寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。事務局から説明をお願いします。
船草康司副主幹	それでは、御説明いたします。 1番、本件受人は、建設工事業を主な業務とする法人でございます。 近年、事業量の増加に伴い既存の施設では、手狭で業務に支障をきたしていたことから、この度、本社に近い本申請地を取得し、業務用車両・社員の通勤車両及び建築資材等の露天駐車場及び露天資材置場として利用したいとしております。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。 なお、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 2番、本件申請人は、美容院の経営を行う法人であります。 顧客の増加及び多様化する顧客ニーズに対応するには、既存店舗では手狭で業務に支障をきたすことから、今般、本申請地を取得し美容室を設置したいと申請に及んだものであり、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は伊予鉄梅本駅よりおおむね300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。 3番、本件受人は、市内の自転車販売店に勤務しております。 この度、本申請地を取得し自転車販売店を行いたいとして、申請に及んだものであり、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

	本申請地の農地区分は伊予鉄梅本駅よりおおむね 300 メートル以内にあることから第 3 種農地と判断されます。 4 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は伊予鉄鷹ノ子駅よりおおむね 300 メートル以内にあることから第 3 種農地と判断されます。 5 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第 2 種農地と判断されます。 6 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第 2 種農地と判断されます。 7 番、本件受人は、農産物加工業を主な業務とする法人でございます。 業績も良く、年々売り上げを伸ばしている中で、今般、新たに事業を拡大するため、既存工場に隣接する本申請地を取得し、工場を建設したく申請に及んだものであり、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。 なお、本件は、申請面積が 3,000 平米を超えますので、今月 27 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 8 番、本件受人は、自動車修理業を主な業務とする法人でございます。 既存の借地している土地を貸主より返却を求められ業務に支障をきたすことから、この度、本申請地を取得し、自動車修理工場を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、上下水道が埋設されている道路の沿道で、おおむね 500 メートル以内に 2 つ以上の教育施設・医療施設・都市公園等の公共公益的施設があることから、第 3 種農地と判断されます。
--	---

	9 番、本件受人は、不動産業を主な業務とする法人であります。 申請地に隣接する宅地及び建物を購入し、不動産賃貸を開始したが、購入した建物が本申請地にまたがって建築されていることから、今般、本申請地を取得し宅地拡張を行いたいとして申請に及んだものであります。 なお、本件申請地は昭和 43 年頃より農地法の許可を得ず、所有者自らが共同住宅を建築し利用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。 10 番、本件受人は相続により宅地を取得したが、宅地への進入路の幅員が狭く進入に支障をきたすことから、今般本申請地を取得し、宅地への進入路として利用したく申請に及んだものであります。 本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。 11 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は J R 栗井駅よりおおむね 500 メートル以内にあることから第 2 種農地と判断されます。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明は終わりました。それでは地元委員から補足説明をお願いいたします。 1 番は、所在地が小野地区で、1,000 平米を超える案件ですので、小野地区の仙波委員から説明をお願いします。
仙 波 正 幸 委 員	先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、建築工事業を主に行っている法人でございます。既存の資材置場・駐車場が手狭で、業務に支障をきたしているため、今般、会社に近い本申請地を取得し、露天資材置場・露天駐車場として使用したく、本申請に至ったものであります。 隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した

	訳でございますが、本会での御審議をよろしく申し上げます。
寺井克之委員	続きまして、7番は、所在地が久谷地区で、1,000 平米を超える案件ですので、久谷地区の丹生谷推進委員から説明をお願いします。
丹生谷博一推進委員	それでは御説明いたします。 本件譲受人は、農産物の加工、販売を行う法人であります。今般、需要の拡大にともない、既存の加工場の向かい側に、新たな工場を設けようと申請に及んだものであります。排水についての被害防除や川の掃除等もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、本会での御審議をよろしく申し上げます。
寺井克之会長	議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。なお、これらの案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 なお、7番の案件は、申請面積が 3,000 平米を超えるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。 次に、議案第7号を御審議いただく前に、お願いがございます。 番号6、7は、小野地区の宮内委員御自身の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、御着席のままで結構ですが、退席をされたということで、議事に参与されないようお願いいたします。

	それでは、議案第 7 号、「令和 3 年度第 1 号農用地利用集積計画」について議題とします。事務局から説明をお願いします。 説明の前に議案書の訂正をお願いします。19 ページ、議案番号 8 番～12 番の利用目的を水田から普通畑に訂正をお願いします。 それでは、御説明します。 本日の案件 64 件の内、使用貸借権の設定は 52 筆、賃借権の設定は 55 筆、所有権移転が 4 筆で、設定総面積は、9 万 6,148 平米です。その内訳は、新規が 8 筆、更新が 99 筆、売買が 2 筆、贈与 2 筆となっています。 番号 29 の譲受人は、約 106 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 46 の譲受人は、約 622 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 54、番号 55 の譲受人は、約 122 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 63 の譲受人は、約 78 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 64 の譲受人は、約 784 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 なお、公告日は、令和 3 年 4 月 16 日となっております。以上でございます。 御審議のほどよろしくをお願いします。
寺井克之会長	議案第 7 号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第8号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願い」について議題といたします。本件について、事務局の説明を求めます。
住田英俊主幹	それでは、御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。 なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号1～2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	議案第8号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第9号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。本件について事務局から報告を求めます。

西山昌宏副主幹	それでは御報告いたします。令和３年２月２６日～３月２５日までに専決処理した案件は１６件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。これら１６件につきましては、いずれも適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。以上でございます。
寺井克之会長	議案９号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案９件の審議は全て終了いたしました。 次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。
住田英俊主幹	失礼いたします。 次回の総会の日程についてです。来月の第２０８回総会は、５月１０日、月曜日の午前１０時３０分からこちらの会議室で開催する予定です。よろしく願いいたします。 連絡事項は以上です。
寺井克之会長	以上をもちまして、本日の第２０７回総会を閉会します。
徳本貴久局長	御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前１１時０４分閉会